

基本指針について

現状・課題

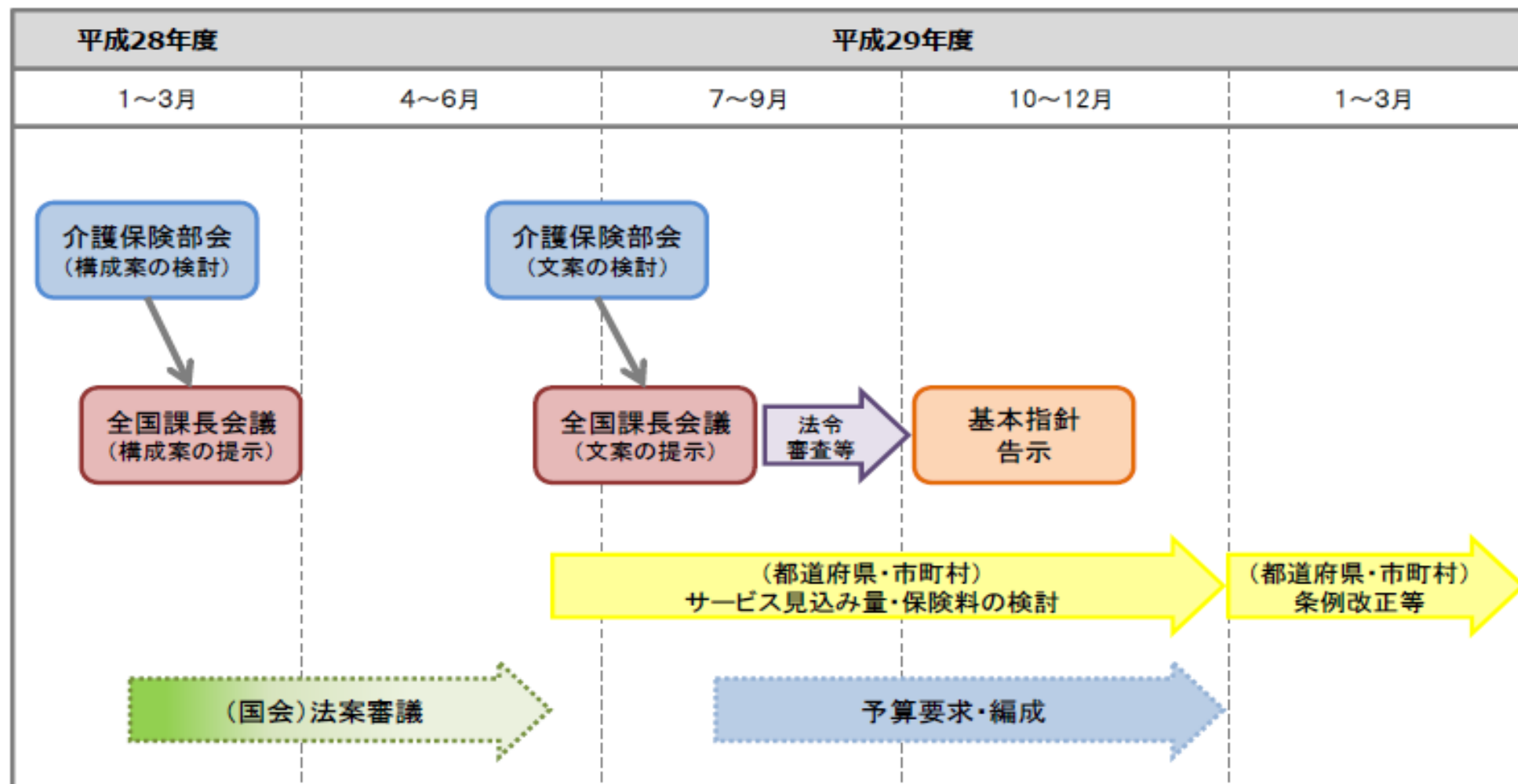
1. 第7期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている（現在の基本指針は平成27年3月18日厚生労働省告示第70号として告示）。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくために、第7期の位置付けを明らかにすることが求められる。
- 都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画と医療計画は、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるため、第7期ではこれらの計画の整合性や一体的な作成体制の整備等がこれまで以上に求められる。

基本指針について

現状・課題

2. 基本指針の改正に係る今後のスケジュール



1. 第7期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、先般、社会保障審議会介護保険部会においてご議論いただいたところである（「参考資料1.」参照）。

今後、議論を踏まえて具体的な検討を進めていくが、基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、次のとおりであるので、都道府県及び市町村は、第7期介護保険事業（支援）計画（以下、「第7期計画」という。）作成に向けて遺漏なきようお願いする。

（1）基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

ア 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から、「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である。今後、高齢化が進展していく中において、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要がある。

特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定され、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要である。

イ 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

このような状況を踏まえ、保険者である市町村においては、

- ① 各保険者において、それぞれの地域の実態把握・課題分析を行う。
- ② 実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する。
- ③ この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、

効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを推進する。

- ④ これら様々な取り組みの実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う。

の取り組みを繰り返し行うこと、すなわち、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要である。

また、都道府県は、必要に応じて市町村に対し、実施上の助言をするほか、市町村職員等に対する研修の実施や医療職やその他の専門職の派遣に関する職能関係団体等との調整を行うなどの積極的な支援を行うことが重要である。

ウ 2025（平成 37 年）年度を見据えた第 7 期計画の作成

このような背景から、各市町村においては、今後の高齢者（被保険者数）の動向を視野に入れながら、2025（平成 37）年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、関係者との議論のもと、第 7 期から第 9 期における段階的な充実の方針とそこでの第 7 期の位置づけを明らかにし、第 7 期において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

具体的には、平成 27 年度～29 年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、第 7 期計画期間中の市町村の取組を基礎として平成 37 年度の推計を行う。この推計は単に将来の推計を行うだけではなく、第 7 期におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備及び医療・介護の提供体制の整備等により平成 37 年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら設定することを期待するものである。

なお、推計に際しては、都道府県が医療計画の一部として作成する地域医療構想とも整合性がとれたものとすることが重要である。

エ 医療計画との整合性の確保

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画については、平成 30 年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとな

る。

このため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画と介護保険事業支援計画の整合性を確保することが必要である。

また、医療計画の一部として作成された地域医療構想と、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

オ 第6期計画の実施状況の確認、評価及び把握

第7期計画の作成にあたって、まずは、第6期計画の実施状況について、平成27年、28年の実績値などを踏まえながら、第6期計画での見通しとの比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理することが重要である。

また、給付状況や要介護認定率等については介護保険事業状況報告のデータのほか、地域包括ケア「見える化」システムによる他の保険者との地域間比較・分析などを活用し、現状とともに給付状況の特徴等も把握し、保険者として取組と要因を整理することが重要である。

さらに、平成28年3月25日に会計検査院から国会へ報告された平成27年度の決算検査報告において、厚生労働省として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所のサービスの特性又は利便性等について、保険者、事業所、ケアマネジャー、要介護者等に対して一層の周知等を行うこととされたところである（「参考資料2.」参照）。

各市町村においては、平成30年度からの第7期計画の作成にあたって、上記のサービスを含めた利用状況の一層の把握やサービス内容の周知等に積極的に取り組んでいただきたい。